

那須塩原市簡易専用水道管理指導要領

(目的)

第1条 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、簡易専用水道に係る事務の取扱い及び指導に関して必要な事項を定めることにより、簡易専用水道の適正な管理を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施設

法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 事業用、消防用等の目的で設けられたものであって、飲用に供されることのないもの。
- イ 船舶、航空機などに設置されるもの。
- ウ 国が設置したもの。

(2) 有効容量

水道事業の用に供する水道からの水の供給を受けるため設けられる水槽（以下「受水槽」という。）において、適正利用可能な容量をいい、最高水位と最低水位との間に貯留されるものをいう。

(3) 水道事業者

法第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいう。

(4) 施設の設置者

施設を所有又は管理権原を有している者をいう。

(5) 定期検査

法第34条の2第2項に規定する検査をいう。

(6) 立入検査等

法第39条第3項に規定する報告の徴収及び立入検査をいう。

(7) 建築物衛生法

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）をいう。

(有効容量の算出方法)

第3条 有効容量の算定は、「有効容量の算定方法」（別紙1）によるものとする。

(届出)

第4条 施設の設置者は、簡易専用水道を設置しようとするときは、簡易専用水道設置届出書（様式第1号）を市長に届け出なければならない。

2 施設の設置者は、簡易専用水道設置届出書に記載した事項を変更し、又は簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道（変更・廃止）届出書（様式第2号）を市長に届け出なければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、施設の維持管理について、適正な指導を行うため、前条の規定に基づき台帳を整備するものとする。

2 水道事業者は設置者の把握、施設管理の指導等について市長に協力するものとする。

(施設の設置者に対する啓発)

第6条 市長は、施設の設置者に対し、簡易専用水道の適正な管理について（様式第3号）及び必要な書類を交付し、適正な管理を行うよう指導するものとする。

(施設の設置、管理及び検査)

第7条 市長は、施設の設置者に対し、施設の管理及び定期検査について次の各号により指導するものとする。

- (1) 施設の管理は、法第34条の2第1項及び省令第55条に規定する管理基準に基づいた「管理指針」(別紙2)により行うこと。
- (2) 施設の構造については、建築基準法及び建設省告示で定める「構造指針」(別紙3)により設置すること。
- (3) 定期検査は、法第34条の2第2項に規定する検査を受けること。

2 施設の設置者が、前項第3号による検査を受けない場合は、簡易専用水道の定期検査の実施について(様式第4号)を通知し、受検するように指導するものとする。

(立入検査等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは立入検査を実施することができる。

- (1) 施設の設置者が前条による維持管理上必要な義務を果たしていないと認められるとき。
- (2) その他必要と認められるとき。
- 2 立入検査等の実施に当たっては、簡易専用水道立入検査票(様式第5号)により行うものとする。
- 3 立入検査等の結果、衛生上問題があると認めた場合は、口頭又は簡易専用水道改善依頼書(様式第6号)により施設の設置者に対し改善の指導を行わなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により簡易専用水道改善依頼書を交付した施設の設置者が改善を終えた場合、速やかに簡易専用水道改善報告書(様式第6-2号)を徴収し、必要に応じ現地確認を行うものとする。

(改善の指示及び給水停止命令)

第9条 市長は、施設の管理が省令第55条に規定する管理基準に適合していないと認められる場合において、当該施設によって供給される水が法第4条の水質基準に適合しないおそれがあるときは、当該施設の設置者に対し、法第36条第3項による必要な措置をとるべき旨の指示(様式第7号)により、改善の指示をしなければならない。

2 市長は、当該施設の設置者が前号の指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道の給水停止命令書(様式第8号)により給水停止命令を行うものとする。

3 市長は、前項の給水停止命令の事項に対する対応が確認できたときは、給水停止命令解除通知書(様式第9号)により、施設の設置者に通知するものとする。

(他法令との関係)

第10条 建築物衛生法に重複した規定のあるものについては、同法の規定を優先させるものとする。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から適用する。